

山梨県公報

号外第二十八号

平成二十二年

三月三十一日

水曜日

目次

教育委員会

- 一 山梨県教育委員会事務局及び山梨県教育委員会の所管に属する教育機関の職員
の職の設置に関する規則等の一部を改正する規則……………
- 一 山梨県総合教育センター管理規則等の一部を改正する規則……………
- 二 技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則……………
- 二 山梨県立高等学校学則及び山梨県立特別支援学校学則の一部を改正する規則……………
- 三 山梨県立高等学校の修学旅行、遠足、見学旅行その他の校外行事の基準に関する規則の一部を改正する規則……………
- 三 庁中処務細則の一部を改正する訓令……………
- 七 山梨県教育事務所処務規程の一部を改正する訓令……………
- 七 山梨県埋蔵文化財センター処務規程の一部を改正する訓令……………
- 一 職員勤務時間に関する規程の一部を改正する訓令……………
- 一 山梨県立学校処務規程の一部を改正する訓令……………
- 一 教育次長等専決規程の一部を改正する訓令……………
- 二 山梨県指定有形文化財の指定……………

教育委員会

山梨県教育委員会規則第四号

山梨県教育委員会事務局及び山梨県教育委員会の所管に属する教育機関の職員
の職の設置に関する規則等の一部を改正する規則を次のとおり定める。

平成二十二年三月三十一日

山梨県教育委員会

委員長 須田 清

山梨県教育委員会事務局及び山梨県教育委員会の所管に属する教育機関の職員
の職の設置に関する規則等の一部を改正する規則……………

(山梨県教育委員会事務局及び山梨県教育委員会の所管に属する教育機関の職員
の職の設置に関する規則等の一部を改正する規則……………)

設置に関する規則の一部改正)

第一条 山梨県教育委員会事務局及び山梨県教育委員会の所管に属する教育機関の職員
の職の設置に関する規則(昭和三十三年山梨県教育委員会規則第五号)の一部を次の
ように改正する。

第二条第一項第二号中、「副部長」を削り、同項第三号中「適応指導監」を「人事
管理監、義務教育指導監、高校教育指導監」に改め、同項第十五号を削り、同項第十
六号を同項第十五号とし、同項第十七号を削り、同項第十八号を同項第十六号とする。

別表第一県教育委員会事務局の項中「適応指導監」を「人事管理監、義務教育指導
監、高校教育指導監」に改め、「社会教育主事補」を削り、同表県立図書館の項中
「司書補」を削り、同表県立美術館の項中「副館長」の下に、「学芸幹」を加え、同
表県総合教育センターの項中、「副部長」を削る。

(山梨県総合教育センター管理規則の一部改正)

第二条 山梨県総合教育センター管理規則(昭和四十六年山梨県教育委員会規則第九号)
の一部を次のように改正する。

第二条第一項第四号中「教育相談部」を「相談支援部」に改め、同項第五号を削り、
同項第六号を同項第五号とする。

別表教育相談部の項中「教育相談部」を「相談支援部」に改め、同項第二号中「教
育相談」の下に「及び特別支援教育について」を加え、同項第三号を同項第四号とし、
同項第二号の次に次の一号を加える。

三 適正就学のための判定資料の提供に関すること。

別表特別支援教育部の項を削る。

(山梨県教育庁組織規則の一部改正)

第三条 山梨県教育庁組織規則(昭和六十年山梨県教育委員会規則第七号)の一部を次
のように改正する。

第十五条第九号中「児童手当」の下に「及び子ども手当」を加え、同条第十二号を
削り、同条第十三号を同条第十二号とし、同条第十四号から同条第二十号を一号ずつ
繰り上げる。

第二十一条第二項中「適応指導監」を「人事管理監、義務教育指導監、高校教育指
導監」に改める。

第二十四条第二号中、「社会教育主事補」を削る。

附則

この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。

山梨県教育委員会規則第五号

山梨県総合教育センター管理規則等の一部を改正する規則を次のとおり定める。

平成二十二年三月三十一日

山梨県教育委員会

委員長 須田 清

山梨県総合教育センター管理規則の一部を改正する規則

(山梨県総合教育センター管理規則の一部改正)

第一条 山梨県総合教育センター管理規則(昭和四十六年山梨県教育委員会規則第九号)の一部を次のように改正する。

第七条第一項第三号中、「休日勤務」を「及び休日勤務」に改め、「及び宿日直勤務」を削り、「並びに」の下に「時間外勤務代休時間及び」を加える。

(山梨県立美術館処務規程の一部改正)

第二条 次に掲げる規則の規定中「特殊勤務」を削り、「休日勤務」を「及び休日勤務」に改め、「夜間勤務及び宿日直勤務」を削り、「並びに」の下に「時間外勤務代休時間及び」を加える。

一 山梨県立美術館処務規程(昭和五十三年山梨県教育委員会規則第五号) 第八条第一四号

二 山梨県立図書館処務規程(昭和五十五年山梨県教育委員会規則第五号) 第八条第三号

三 山梨県立考古博物館処務規程(昭和五十七年山梨県教育委員会規則第三号) 第八条第三号

四 山梨県立文学館処務規程(平成元年山梨県教育委員会規則第八号) 第八条第四号

附則

この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。

山梨県教育委員会規則第六号

技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十二年三月三十一日

山梨県教育委員会

委員長 須田 清

技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

技能労務職員の給与に関する規則(昭和三十六年山梨県教育委員会規則第十二号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「又は山梨園芸高等学校」を「山梨園芸高等学校又は笛吹高等学校」に改める。

第六条第一項中「山梨園芸高等学校」の下に「笛吹高等学校」を加え、「あつては

を「あつては」に改める。

附則

この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。

山梨県教育委員会規則七号

山梨県立高等学校学則及び山梨県立特別支援学校学則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十二年三月三十一日

山梨県教育委員会

委員長 須田 清

山梨県立高等学校学則及び山梨県立特別支援学校学則の一部を改正する規則

(山梨県立高等学校学則の一部改正)

第一条 山梨県立高等学校学則(昭和三十六年山梨県教育委員会規則第四号)の一部を次のように改正する。

第九条第二項中「校長は、」の下に「生徒が学校の定める指導計画に従つて」を加え、「の学習活動を行い」を「を履修し」に、「そのねらいに照らして」を「目標からみて」に、「における学習活動に係る」を「について履修した」に改める。

第十条中「並びに特別活動、総合的な学習の時間」を「総合的な学習の時間の単位数並びに特別活動」に、「それらの」を「その」に改める。

第十五条第一項第一号中「者」の下に「又は中等教育学校の前期課程を修了した者」を加える。

第二十条第二項中「一家計を立てている」を「独立の生計を営む」に改め、同項に次のただし書きを加える。

ただし、校長がやむを得ないと認める場合は、山梨県内に居住していない者を保証人とすることができる。

第三十条の四中「終了」を「修了」に改める。

第三十五条第二項中「による」を「その他の多様なメディアを利用した」に改める。

第三十八条第三項中「終了」を「修了」に改める。

第四十一条中「第二十五条第三項」を削る。

第三号様式中「まつとう」を「全う」に改め、「職業」を削り、「一家計を立てている」を「独立の生計を営む」に改める。

(山梨県立特別支援学校学則の一部改正)

第二条 山梨県立特別支援学校学則(昭和五十三年山梨県教育委員会規則第十五号)の一部を次のように改正する。

第八条第二項中、「科目の単位数を合計七十四単位（自立活動及び総合的な学習の時間の単位数を含めることができる。）以上修得した者について」を、「科目及び総合的な学習の時間を履修し、その成果がそれらの目標からみて満足できると認められる者について、当該者が七十四単位（自立活動の単位数を含めることができる。）以上修得し、かつ、特別活動及び自立活動の成果がそれらの目標からみて満足できると認められるものであるときは」に、「目標」を「それらの目標」に、「認められた者」を「認められるもの」に改め、同条第三項を削り、同条第四項を同条第三項とする。

第十三条第四項中、「又はこれに準ずる学校を卒業した者」を「若しくはこれに準ずる学校を卒業した者若しくは中等教育学校の前期課程を修了した者」に改める。

第十八条第二項中、「一家計を立てている」を「独立の生計を営む」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、校長がやむを得ないと認める場合は、山梨県内に居住していない者を保証人とすることができる。

第一号様式中、「第一号様式」を「第一号様式（第十七条関係）」に、「まつとう」を「全つ」に改め、「職業」を削り、「一家計を立てている」を「独立の生計を営む」に改める。

附則

この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。

山梨県教育委員会規則八号

山梨県立高等学校の修学旅行、遠足、見学旅行その他の校外行事の基準に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十二年三月三十一日

山梨県教育委員会

委員長 須田 清

山梨県立高等学校の修学旅行、遠足、見学旅行その他の校外行事の基準に関する規則の一部を改正する規則

山梨県立高等学校の修学旅行、遠足、見学旅行その他の校外行事の基準に関する規則（昭和四十四年山梨県教育委員会規則第九号）の一部を次のように改正する。

第十二条中、「第十条」を「第九条」に、「または」を「又は」に、「第五条」を「第四条」に、「第七条」を「第六条」に改める。

第十四条中、「第八条」を「第七条」に、「第九条」を「第八条」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

山梨県教育委員会訓令甲第六号

庁中処務細則の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十二年三月三十一日

山梨県教育委員会

委員長 須田 清

庁中処務細則の一部を改正する訓令

庁中処務細則（昭和二十四年山梨県教育委員会訓令甲第七号）の一部を次のように改正する。

第四十六条中第四項を第六項とし、第三項を第五項とし、第二項の次に次の二項を加える。

3 庁員は、勤務時間条例による時間外勤務代休時間の指定を受けようとするときは、その指定に代えようとする時間外勤務手当の支給に係る月の翌月の初日以後速やかに教育長に申し出なければならない。

4 前項の規定による申出があつたときは、教育長は、時間外勤務代休時間指定簿（第十七号様式の三の二）により、時間外勤務代休時間の指定を教育長が定める日までに行うものとする。

第十七号様式の三の次に次のように加える。

庁 中 一 般
教 育 事 務 所
埋 蔵 文 化 財 セ ン タ ー
県 立 図 書 館
県 立 美 術 館
県 立 博 物 館
県 立 考 古 博 物 館
県 立 文 学 館
県 総 合 教 育 セ ン タ ー
県 立 学 校

時間外勤務代休時間指定簿

所 属

氏 名

1. 時間外勤務代休時間を指定する日、当該時間外勤務代休時間を指定する日の正規の勤務時間、当該時間外勤務代休時間を指定する時間等

- ・ 時間外勤務代休時間を指定する日

年 月 日

- ・ 当該時間外勤務代休時間を指定する日の正規の勤務時間

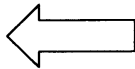
: ~ : : ~ :

- ・ 当該時間外勤務代休時間を指定する時間

: ~ : : ~ :

(月分)

- 4 時間
- 7 時間 4 5 分
- 時間 分



年次有給休暇※に連続して指定する場合

指定に変わ ようとする 時間外勤務 の時間数	人事委員会規則第8条の12第2項		
	第1号	第2号	第3号
時間	時間	時間	時間
換算率	×25/100	×50/100	×15/100

※年次有給休暇の時間

: ~ : (時間)

2. 職員の意向

本人印

第十九号様式を次のように改める。

附則

この訓令は、平成二十二年四月一日から施行する。

山梨県教育委員会訓令甲第七号

庁 中 一 般
教 育 事 務 所
埋蔵文化財センター
県 立 図 書 館
県 立 美 術 館
県 立 博 物 館
県 立 考 古 博 物 館
県 立 文 学 館
県総合教育センター

山梨県教育事務所処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十二年三月三十一日

山梨県教育委員会

委員長 須 田 清

山梨県教育事務所処務規程の一部を改正する訓令

山梨県教育事務所処務規程（昭和四十三年山梨県教育委員会訓令甲第三号）の一部を次のように改正する。

第六条の二第三号中「、休日勤務」を「及び休日勤務」に改め、「及び宿日直勤務」を削り、「並びに」の下に「時間外勤務代休時間及び」を加える。

第四十条中第五項を第七項とし、第四項を第六項とし、第三項の次に次の二項を加える。

4 所員は、勤務時間条例による時間外勤務代休時間の指定を受けようとするときは、その指定に代えようとする時間外勤務手当の支給に係る月の翌月の初日以後速やかに所長に申し出なければならない。

5 前項の規定による申出があつたときは、所長は、時間外勤務代休時間指定簿（第二十号様式の三）により、時間外勤務代休時間の指定を教育長が定める日までに行うものとする。

第十七号様式を次のように改める。

第二十号様式の二の次に次のように加える。

時間外勤務代休時間指定簿

所 属

氏 名

1. 時間外勤務代休時間を指定する日、当該時間外勤務代休時間を指定する日の正規の勤務時間、当該時間外勤務代休時間を指定する時間等

- ・ 時間外勤務代休時間を指定する日

年 月 日

- ・ 当該時間外勤務代休時間を指定する日の正規の勤務時間

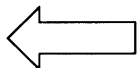
_____ : _____ ~ _____ : _____ ~ _____ :

- ・ 当該時間外勤務代休時間を指定する時間

_____ : _____ ~ _____ : _____ ~ _____ :

(月分)

- 4 時間
 - 7 時間 4 5 分
 - 時間 分
- (年次有給休暇※に連続して指定する場合)



指定に換えようとする 時間外勤務 の時間数	人事委員会規則第8条の12第2項		
	第1号	第2号	第3号
時間	時間	時間	時間
換算率	×25/100	×50/100	×15/100

※年次有給休暇の時間

_____ : _____ ~ _____ : _____ (時間)

2. 職員の意向

本人印

附則

この訓令は、平成二十二年四月一日から施行する。

山梨県教育委員会訓令甲第八号

庁 中 一 般
埋蔵文化財センター

山梨県埋蔵文化財センター処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十二年三月三十一日

山梨県教育委員会

委員長 須 田 清

山梨県埋蔵文化財センター処務規程の一部を改正する訓令

山梨県埋蔵文化財センター処務規程（昭和五十七年山梨県教育委員会訓令甲第一号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項第三号中「、休日勤務」を「及び休日勤務」に改め、「、夜間勤務及び宿日直勤務」を削り、「並びに」の下に「時間外勤務代休時間及び」を加える。

附則

この訓令は、平成二十二年四月一日から施行する。

山梨県教育委員会訓令甲第九号

庁 中 一 般
教育事務所
埋蔵文化財センター

県立図書館

県立美術館

県立博物館

県立考古博物館

県立文学館

県総合教育センター

県立学校

職員の勤務時間に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十二年三月三十一日

山梨県教育委員会

委員長 須 田 清

職員の勤務時間に関する規程の一部を改正する訓令

職員の勤務時間に関する規程（昭和三十二年山梨県教育委員会訓令甲第十号）の一部を次のように改正する。

第三条中「午後零時三十分」を「午後零時十五分」に改める。

附則

この訓令は、平成二十二年四月一日から施行する。

山梨県教育委員会訓令甲第十号

庁 中 一 般
県立学校

山梨県立学校処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十二年三月三十一日

山梨県教育委員会

委員長 須 田 清

山梨県立学校処務規程の一部を改正する訓令

山梨県立学校処務規程（昭和三十六年山梨県教育委員会訓令甲第四号）の一部を次のように改正する。

第六条第四号中「並びに」の下に「時間外勤務代休時間及び」を加える。

第六条の二に次の一号を加える。

三 職員の時間外勤務及び休日勤務（休日の代休日の勤務を含む。）の命令並びに時間外勤務代休時間及び休日の代休日の指定に関する事。

第十四条中第四項を第七項とし、第三項の次に次の三項を加える。

4 職員は、勤務時間条例による時間外勤務代休時間の指定を受けようとするときは、その指定に代えようとする時間外勤務手当の支給に係る月の翌月の初日以後速やかに校長に申し出なければならない。

5 前項の規定による申出があつたときは、校長は、時間外勤務代休時間指定簿により、時間外勤務代休時間の指定を教育長が定める日までに行うものとする。

6 前項に定める時間外勤務代休時間指定簿の様式については、庁中処務細則第四十六条第四項の規定を準用する。

附則

この訓令は、平成二十二年四月一日から施行する。

山梨県教育委員会教育長訓令甲第一号

庁 中 一 般

教育次長等専決規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

この訓令は、平成二十二年四月一日から施行する。

山梨県教育委員会教育長訓令甲第一号

庁 中 一 般

教育次長等専決規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十二年三月三十一日

山梨県教育委員会

教育長 松 土 清

教育次長等専決規程の一部を改正する訓令
 教育次長等専決規程（昭和三十二年山梨県教育委員会教育長訓令甲第二号）の一部を次のように改正する。

第七条第三号中「並びに」の下に「時間外勤務代休時間及び」を加える。

附則

この訓令は、平成二十二年四月一日から施行する。

山梨県教育委員会告示第三号

山梨県文化財保護条例（昭和三十一年山梨県条例第二十九号）第四条第一項の規定により、次の文化財を山梨県指定有形文化財として指定する。

平成二十二年三月三十一日

山梨県教育委員会

委員長 須 田 清

有形文化財の部
 書跡

名称	員数	構造及び形式	所有者	所有者の住所	所在の場所
市河家文書	九十一	戦国時代、江戸時代を中心とする鎌倉時代から明治時代にかけての文書	山梨県	山梨県甲府市丸の内一丁目六番一	山梨県笛吹市御坂町成田一五〇一番地の一山梨県立博物館

考古資料

名称	員数	構造及び形式	所有者	所有者の住所	所在の場所
甲府城跡出	百五十一	文禄・慶長年間か	山梨県	山梨県甲府	山梨県甲府

土飾瓦	ら幕末（一五九〇年代から一八六〇年代）までに使用された瓦	市丸の内一丁目六番一	市下曾根町九二三番地山梨県立考古博物館
-----	------------------------------	------------	---------------------